

Ⅲ 章 - 明 石 市 と の 連 携

助 成 金 等

「集会施設」「放送設備」「掲示板」「自主防災組織」への支援として、市の予算の範囲内で経費の一部を助成しています。各申請手続きを行う場合は、コミュニティ・生涯学習課(078-918-5004)にお問い合わせください。

集 会 施 設 へ の 補 助

地域住民のコミュニティづくりの推進に寄与することを目的として、自治会・町内会等が行う集会施設の新築、購入、増改築、改造及び建設用地取得に要する経費の一部を補助しています。

財産区からも別途補助を受ける場合は、本補助金の限度額が変わりますので、事前に確認してください。

集 会 施 設 整 備 補 助 金

◆補助申請できる団体

市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体

※ただし、過去に本補助金を受けた場合、次に掲げる年数を経過していることが必要です。
(災害等やむを得ない事情がある場合を除く)

- ①「新築、購入」の補助を申請する場合
 - ・過去に「新築、購入」で本補助金を受けた年度の翌年度から、20年度以上経過
 - ・過去に「増改築、改造」で本補助金を受けた年度の翌年度から、10年度以上経過
- ②「増改築、改造」の補助を申請する場合
 - ・過去に「新築、購入」で本補助金を受けた年度の翌年度から、10年度以上経過
 - ・過去に「増改築、改造」で本補助金を受けた年度の翌年度から、5年度以上経過

◆補助申請の要件

- ・自治会・町内会等が管理、運営する施設で、地元住民の福祉に寄与するものであること。
- ・集会に必要な設備を備えているものであること。
- ・建築基準法その他の法令に適合するものであること。
- ・工事等の事業決定について、自治会・町内会等の総会その他これに準ずる会議において決議を得ていること。
- ・財産区からの補助があるときは、その額が集会施設の新築、購入、増改築、改造に要する経費の1/2以下であること。(本補助額は、財産区補助額を控除した額の1/3以下)

◆補助の対象

- ①新築、購入に要する経費
- ②増改築、改造に要する経費

◆補助の限度額

- ①新築、購入の場合 経費の1/3以下 限度額800万円(財産区補助がある場合は500万円)
- ②増改築、改造の場合 経費の1/3以下 限度額400万円(財産区補助がある場合は250万円)

※それぞれ1,000円未満切捨

◆申請の時期 <集会建設用地取得補助金、放送設備整備補助金も同時期>

6月下旬に全自治会・町内会へ案内文書を送付しますので、希望する自治会・町内会等は同年9月上旬までに仮申請してください。

※補助の決定は翌年度4月初旬で、仮申請の翌年度の助成となります。

補助決定の連絡(4月初旬)後、改めて本申請が必要です。

◆必要な書類

<仮申請時に必要な書類>

- ・見積書（工事等の内訳と総額が記載されたもの）
- ・図面（間取り等が分かるもの）
- ・現況写真（すべての工事箇所が分かるもの） など

<本申請時に必要な書類>

- ・見積書（工事等の内訳と総額が記載されたもの ※二者以上）
- ・規約 ・役員名簿 ・区域図（自治会・町内会等の区域を示した地図等）
- ・総会等の議事録（工事実施の決定を総会等で議決したことを証する書類）
- ・設計図（新築または増改築の場合のみ）
- ・建物の登記簿謄本及び建物平面図（購入の場合のみ） など

集会施設用地取得補助金

◆補助申請できる団体

市の認可を受けた地縁による団体またはその連合体

◆補助申請の要件

- ・集会施設の用地を有償で取得しようとするものであること。
- ・用地取得及び集会施設の建設について、自治会・町内会等の総会その他これに準ずる会議において決議を得ていること。
- ・取得しようとする用地について、あらかじめ調査し、私権の設定など特別な義務があるときは、これを消滅させるなど、必要な措置を講じていること。
- ・財産区からの補助があるときは、その額が用地取得に要する経費の 1/2 以下であること。
（本補助額は、財産区補助額を控除した額の 1/3 以下）

◆補助の対象

建設用地の取得に要する経費

◆補助の限度額

経費の 1/3 以下 限度額 1,000 万円（財産区補助がある場合は 650 万円）※1,000 円未満切捨

◆必要な書類

<仮申請時に必要な書類>

- ・見積書（用地の取得に要する経費の総額が記載されたもの） など

<本申請時に必要な書類>

- ・譲渡承諾書または仮契約書（写し）
- ・不動産鑑定書または評価額の証明書（写し）
- ・土地の登記簿謄本及び実測図（写し）
- ・土地の位置図 ・規約 ・役員名簿
- ・区域図（自治会・町内会等の区域を示した地図等）
- ・総会等の議事録（用地取得及び集会施設建設の決定を総会等で議決したことを証する書類）
- など

◆その他

- ・補助を受けて土地を取得したときは、土地取得後 3 年以内に集会施設を建設して下さい。

放送設備整備補助金

地域住民のコミュニティづくりを推進する広報活動の充実のため、自治会・町内会等が行う放送設備の設置または修理に要する経費の一部を補助しています。

財産区からも別途補助を受ける場合は、本補助金の限度額が変わりますので、事前に確認してください。

◆補助申請できる団体

市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体

※ただし、過去に本補助金を受けた場合、次に掲げる年数を経過していることが必要です。
(災害等やむを得ない事情がある場合を除く)

- ①「新設、全面的な更新」の補助を申請する場合
 - ・過去に「新設、全面的な更新」で本補助金を受けた年度の翌年度から、10年度以上経過
 - ・過去に「修理等」で本補助金を受けた年度の翌年度から、5年度以上経過
- ②「修理等」の補助を申請する場合
 - ・過去に本補助金を受けた年度の翌年度から、5年度以上経過

◆補助申請の要件

- ・自治会・町内会等が設置、使用する放送設備で、自治会・町内会等の広報活動に寄与するとともに、市の広報活動にも協力すること。
- ・放送設備の整備について、自治会・町内会等の総会その他これに準ずる会議において決議を得ていること。
- ・財産区からの補助があるときは、その額が放送設備の整備に要する経費の1/2以下であること。(本補助額は、財産区補助額を控除した額の1/3以下)

◆補助の対象

- ① マイク・アンプ、スピーカー、支柱の新設、全面的な更新に要する経費
- ② マイク・アンプ、スピーカー、支柱の修理等に要する経費

◆補助の限度額

- ・新設及び全面的な更新の場合 経費の1/3以下 限度額 80万円
(財産区補助がある場合は50万円)
- ・修理等の場合 経費の1/3以下 限度額 40万円 (財産区補助がある場合は25万円)
※それぞれ1,000円未満切捨

◆必要な書類

＜仮申請時に必要な書類＞

- ・見積書（工事等の内訳と総額が記載されたもの） など
- ・現況写真（新設の場合は、設置予定場所の写真）

＜本申請時に必要な書類＞

- ・見積書（工事等の内訳と総額が記載されたもの ※二者以上）
- ・規約
- ・役員名簿
- ・区域図（自治会・町内会等の区域を示した地図等）
- ・総会等の議事録（工事实施の決定を総会等で議決したことを証する書類）など



掲 示 板 設 置 等 補 助 金

市民と市の情報共有を図り、協働のまちづくりを推進するため、市政情報等を地域住民へ広報することを目的として、自治会・町内会等による掲示板の設置、または補修に要する経費の一部を補助しています。

◆補助申請できる団体

市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体

◆補助申請の要件

- ・ 掲示板の設置場所は、自治会・町内会等で確保できること。
- ・ 掲示板に、一定の文言や地図等のみを固定表示していないこと。
- ・ 広告目的による企業名または個人名等の表示がないこと。
- ・ 過去5年度間に本補助金を受けて設置または補修した掲示板でないこと。
(ただし、安全上の問題その他の事情のある場合を除く)



◆補助の対象

設置、または補修に要する費用

◆補助の限度額

設置総額の1/2以下 限度額(1団体)20万円 ※1,000円未満切捨

◆申請の時期

4月下旬に、全自治会・町内会へ案内文書を送付しますので、希望する自治会・町内会等は同年6月上旬までに申請してください。※補助が決定した場合、年度内に工事を完了してください。

◆必要な書類

- ・ 見積書(二者以上)
- ・ 現状の写真(新設の場合は、設置予定場所の写真)
- ・ 掲示板設置場所が分かる地図
- ・ 行政財産使用許可書等(道路や公園等公共施設に新設する場合、補助決定後に提出) など

◆抽選について

申請総額が、市の予算の範囲を超えた場合は、抽選により補助対象団体を決定します。

自 主 防 災 組 織 へ の 支 援

災害時に、家族や隣近所がお互い協力し合い、自治会等が一体となった助け合い活動を行う「自主防災組織」に対して、防災資機材が支給されます。

◆申請できる団体

- ・ 市の登録を受けた100世帯以上の自治会等

◆助成内容

- ・ 災害時の初期活動のために、ハンマーやバール等の防災資機材を配付します。
(※資機材の配布数は組織の世帯数によって異なります。※配布は1回限り)